



回覧しましょう (have(持つ)から be(在る)へ) 令和6年(2024)6.1 水無月(N0.368)

ペルダ通信

メール・アドレス hi-perda@shine.tnc.ne.jp URL <http://www.hi-perda.com>

気づきが 自分を 変えていく しごとより いのち

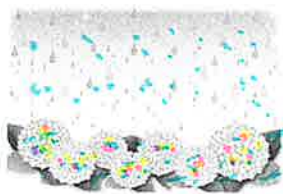
社会保険労務士法人ペルダ・コンサルティング：労働保険事務組合静岡経済協会：静岡県中小企業家同友会会員

会社のメンタルヘルスは 社員の気持ちを よく聴き 話せば 社員も職場も 生き活き



バランスのとれた食事は バランスのとれた心と身体をつくる 毎日おいしく しっかり三食

芒種は、稲や麦など穂の出る植物の種を蒔く頃のこと、穂の先にある針のような突起を、芒(のぎ)という。かまきりが生まれる頃でもあり、稲や野菜にとっていやな生きた害虫を餌とし駆除してくれる。今月から所得税3万円、住民税1万円の定額減税が始まる。物価高に疲弊する国民の負担緩和が目的。1度の給付金の方がありがたみを感じるのではないかと感じる。自治体、企業、給与ソフト会社の事務負担が大きい。



✓全国安全週間(7月1日~7日：6月1日~30日準備期間)

スローガン「危険に気付くあなたの目 そして摘み取る危険の芽 みんなで築く職場の安全」
職場での安全に対する意識を高め、安全を維持する活動の定着を目的とする。労働災害は長期的には減少しているが令和5年は休業4日以上死傷災害が前年を上回る見込みで近年増加傾向にある。特に転倒、腰痛といった労働者の作業行動に起因するケガや死亡災害が依然として後を絶たない状況にある。第14次労働災害防止計画に基づく施策を着実に実施することで、労働災害を少しでも減らし労働者一人ひとりが安全に働くことができる職場環境を築くための不断の努力が必要です。準備期間中に巡視、スローガンの掲示、労働安全講習会の開催などを行う。

✓育児休業給付の受給期間の延長、ハローワークが延長の適否を判断！(厚生労働省)

育児休業給付の受給期間の延長は、子が1歳及び1歳6ヶ月を超えても、保育所の入所を希望したにもかかわらず入所できない場合に、市区町村が発行する入所保留通知や入所不承諾通知書で行うことで延長できた。入所させる意思がないのに遠方の保育所を希望し、市区町村へ入所を希望することで、受給期間の延長を行うという行為が目立っていたため、この行為を防止するため期間延長の手続きを厳格化する。改正後の要件として、「市区町村の申し込んだ内容が、速やかな職場復帰のために保育所等の利用を希望しているものと公共職業安定所長が認めるものであること」を追加する。提出書類は、「*入所保留通知書*本人記載の申告書*市区町村への利用申込書の写し」の3点で、申し込んだ施設が合理的な理由なく自宅や勤務先から遠隔地の施設のみになっていないか確認する。施行は令和7年4月1日で、令和7年4月1日以降に1歳又は1歳6ヶ月に達する日を迎えた子の期間延長を申請した場合から適用する。(労働新聞社：第3444号より)

✓地方公務員 非正規が増加「5人に1人」(総務省：読売新聞オンラインより)

地方自治体で働く非正規公務員数が2023年度は74万2725人に上り、調査を開始の2005年度以降で最も多いことが分かった。自治体の財政難の影響などもあり、正規公務員は近年、280万人前後で推移、5人に1人が非正規公務員になる計算。総務省は2005年から3~4年ごとに非正規公務員数を調査。2005年度は45万5840人でその後は増え続けている。調査は都道府県や市区町村などの任期6ヶ月以上で1週間19時間25分以上働く職員が対象で、短時間勤務者など調査対象外の職員が47万6615人いる。



《職場生活の基礎的法律関係》(安西愈弁護士著：「採用から退職までの法律関係」)

V. 一企業の安全配慮義務とは一

(3) 健康管理上の配慮義務 ②

使用者は、健康診断の結果に基づき医師の意見を勘案して、従業員の健康を保持するため「有所見の従業員」については、その状態をみて、就業場所の変更、作業の転換や労働時間の短縮、深夜業の回数を減らすなどの措置をとらなければならない。従業員健康診断結果に基づく健康管理を行うよう求められている。長時間労働者については、「医師による面接指導」を行わなければならない。そして、毎年1回のストレスチェック制度の結果により本人が医師の面接を希望したときは、医師による面接指導を行わなければならない。そして、この安全配慮義務を使用者が怠ったため労働災害が発生した場合は、労災保険だけでなく、使用者に従業員側に対する民法上の損害賠償義務が生じることになる。

✓第14次労働災害防止計画の概要(2023年4月1日~2028年3月31日：静岡労働局)

《労働災害を少しでも減らし労働者一人ひとりが安全で健康に働くことのできる職場環境の実現を》
近年、全国的には労働災害による死亡者数は減少しているが、県内の死亡者数は、建設業を中心に増加しており、労働災害による休業4日以上死傷者数もここ数年増加傾向にある。労働災害発生率が高い60歳以上の高齢労働者が増加しているほか、外国人労働者の労働災害発生率も高い状況にある。第13次労働災害防止計画の結果を踏まえ、第14次の5年間で以下の4つの最重要課題に取り組む。

- 建設業における死亡災害の撲滅＝高所からの墜落・転落など重篤な災害につながるやすい作業環境の改善、また、関係労働者の高齢化に対処するため、エイジフレンドリーガイドラインによる対応。
- 転倒災害の増加傾向への歯止め＝社会福祉施設及び小売業での増加や高齢労働者の被災割合が多いため、「静岡労働局ぬかづけ運動」に取り組むよう周知する。
- 外国人労働者の労働災害の減少＝製造業に従事や玉掛けやフォークリフト業務で無資格で従事しているのを、安全衛生教育や掲示等の「見える化」の対策の活用を働きかけ、資格取得を徹底させる。
- ストレスチェック制度のさらなる浸透＝メンタルヘルス対策に取り組む企業は増えているがストレスチェック制度実施企業の割合が低いので、「心理的な負荷の程度を把握するための検査及び面接指導の実施並びに面接指導結果に基づき事業者が講ずべき措置の関する指針」に基づく実施を促す。

「失敗したところで やめてしまうから 失敗になる」

成功するところまで 続ければそれは 成功になる」

—松下幸之助：LIVE THE WAYより—

☆労働保険の加入は強制です！ 未加入事業主は、すぐに参加を！

☆トラックドライバーの残業時間の削減 発荷主と着荷主の配慮が過重労働を防ぐ

☆60時間(1ヶ月)を超える時間外労働の割増率は50%!

☆2ヶ月以内雇用でも、最初から社会保険加入が義務！ ☆高額療養費「限度額申請」を!

☆パート・アルバイト社会保険加入義務化：51人以上(令和6年10月より)

☆車到山前必有路(くるま さんぜんに いたりて かならず みちあり)(進めば 必ず 道開く)

5月1日現在：静岡県人口 3,533,780人(前月比566人増)：内訳：自然動態 2,451人減(出生1,438人・死亡3,889人)、社会動態3,017人増(転入18,098人・転出15,081人)：世帯数1,523,596(5,038世帯増)：静岡市人口674,314人(前月比人510人増)：世帯数304178(1250世帯増)